

中野区在宅療養コーディネーター（会計年度任用職員）

募集要項

令和7年12月10日

中野区地域支えあい推進部

地域包括ケア推進課

1. 採用職種及び応募資格等

（1）採用職種・勤務態様及び勤務条件・採用数・勤務場所

採用職種	採用数	勤務場所
在宅療養コーディネーター	1名	中野区役所本庁舎等 (中野区中野四丁目11番19号)
勤務態様・勤務条件		
月16日勤務 ・原則、平日、1日7時間45分 (午前8時30分から午後5時15分まで。休憩時間1時間含む。) ※夜間に開催する会議への出席のために勤務開始時間が変動する場合があります。 ※超過勤務（時間外労働）が生じる場合があります。 ・各月の勤務日等は別途指定します。		

（2）仕事内容

主に、以下に関する業務。

- ・区民及び介護事業所等からの在宅療養や認知症に関する相談を受けること。
- ・区内外の病院と連携し、区民の退院時の在宅療養について、調整を行うこと。
- ・在宅療養に関する資源情報等を集積し、区民及び介護事業者に提供すること。

- ・介護事業所の職員等に対し、在宅療養に関する技術的助言を行うこと。
- ・区が主催する在宅療養推進協議会等に出席し、専門的な立場で意見を述べること。
- ・在宅医療・介護関係者の対応力向上のための研修や区民向け講演会等の企画、立案及び実施に関すること。

（3）任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）応募資格

①～⑤のすべてに該当する方が応募できます。

① ア～ウのいずれかの資格を有する方

- ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める保健師又は看護師の免許を有する者
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護支援専門員の資格を有する者
- ウ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士資格を有する者

② 在宅療養に関する医療と介護サービス等の相談を受けた経験があり、在宅での生活の質を担保することを目指した必要な支援をコーディネートすることに意欲があること。

③ パソコン（ワード、エクセル、メール）の基本操作ができること。

④ 職務を行うに適する健全な心身を有すること。

⑤ 欠格条項※（最終頁に掲載）に該当しないこと。

2. 選考

(1) 第1次選考

書類選考	・下記3に掲げる応募書類により書類選考を行います。 ・応募書類は返却しません。また、応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用しません。
合格発表	令和8年1月上旬～中旬 合否に関わらず郵送で結果を通知します。

(2) 第2次選考

日時・場所	令和8年1月19日（月） 中野区役所本庁舎
面接	職務遂行能力及び業務に対する適性、並びに在宅療養コーディネーターとして必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和8年2月上旬（詳細は、第2次選考当日にお伝えします。）

3. 応募書類・応募方法・応募期間

応募書類※	① 在宅療養コーディネーター（会計年度任用職員）採用選考申込書 ② 採用選考申込書 別紙
応募方法	・郵送の場合は、封筒の表面に「在宅療養コーディネーター採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず <u>簡易書留</u> にしてください（簡易書留によらないものの事故等は責任を負いません）。 ・持参の場合は、下記の表の受付場所で定められた曜日・時間で受け付けます。
応募期間	令和7年12月10日（水）～令和8年1月6日（火）必着
送付先・受付場所	〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 中野区地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課 在宅療養推進係（3階3番窓口）
持参受付曜日・時間	土曜、日曜、祝日を除く毎日。午前9時から午後5時まで

※応募書類については、中野区役所ホームページからダウンロードできます。

4. 報酬等

月額 287,973円（予定）（地域手当込み）

- ・その他に第二種報酬（通勤手当相当）を支給します。上限額あり。
- ・社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。
- ・旅費や超過勤務が生じた場合は別途手当を支給します。

5. 休暇・福利厚生等

- ・有給休暇：年次休暇、慶弔休暇、公民権行使等休暇等
- ・無給休暇：病気休暇、子の看護休暇等
- ・社会保険（健康・介護・厚生年金保険）及び雇用保険の適用を受けます。
- ・年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ・年2回特別給（賞与相当）があります。

6. 問合せ先

採用や業務内容について	中野区地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課 電話番号 03-3228-5785 担当：立石・伊勢崎
-------------	---

[参考]

※欠格条項（地方公務員法第16条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者